

受注の可否等に関する質問

1 家事援助での家の人からの指示、民宿での配膳等の指示がある場合の受注の可否

Q家事援助での掃除や洗濯について、家の人から段取り等の注文があるが、請負で行う場合の注意点があれば教示願いたい。派遣でなければ契約できないか。

民宿での配膳業務については、民宿側からの指示があるが、民宿の配膳や片付け、食堂の皿洗いや調理補助は請負として受注可能か。

A家事援助等個人家庭からの発注について、請負で就業する場合は、受注した家事援助の範囲やどのように行うかをあらかじめ仕様書等で会員に示した上で、指揮命令が発生しないようにする必要があります。

民宿の配膳業務、食堂の皿洗い業務、調理の補助は、単に労務の提供と判断されやすい業務であり、労働者派遣又は職業紹介によることが妥当です。

2 病院の入院患者の付き添いは受注可能か

Q病院に入院中の子供の付き添いを請負で受注可能か。発注者は親である。

A一般的に病院は完全看護と思われ、付き添いとしてセンター会員が入ることについては、病院側が了承するかどうかということもありますが、万一の事故等の補償ということを踏まえると、受注は控えていただくことをお勧めします。

また、頻度によっては家政婦紹介所などから「民業圧迫」との指摘を受けるおそれもあります。

3 セルフガソリンスタンドのモニター監視業務は受注可能か

☑セルフガソリンスタンドにおいて、モニターによりお客の火器使用やポリ容器への注入の有無を確認し、問題がなければ給油できるようにボタンを押す業務及び電話取り次ぎと、お客がいない時の販売室の簡易清掃業務を受注できるか。
なお、警備業ではないことを警察に確認済み。

Ⓐ消防庁通達(H10.3.13 消防危第 25 号)によると、給油を監視、制御するための設備(モニター等)の監視等を行うものは、甲種又は乙種の危険物取扱者である必要があること及び複数で行う場合の監視は、そのうち 1 名の危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととされており、請負での受注はできないと考えます。
なお、有資格者について労働者派遣又は職業紹介によることは可能ですが、ガソリン等危険物を取扱う業務であり、受注については慎重に判断してください。

4 現金搬送の業務を受託できるか

☑市の出張所の現金を搬送する業務を受託できるどうか行政から打診があったが、現金搬送業務は警備業法に抵触するか。

Ⓐ「警備業法の解説」(一般社団法人 全国警備業協会発行)によれば、現金を運搬する業務については、業務の性格上、運送業一般において通常必要とされる事故防止のための活動の範囲を超えて、盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務が行われていると一般的に認められるので、警備業法に該当するものと解されるとのことです。
したがって、警備業法に抵触すると考えられます。

5 発注者の外出先での子供の見守りは受注できるか

☑発注者宅以外で、子供を預かる(見守る)事業をセンターが受注することは可能か。
会員は発注者である祖母と孫とともに発注者が運転する車で出かけ、その外出先で祖母が用事をしている間、孫の面倒をみる仕事である。

Ⓐ発注者宅以外で子供を預かる仕事を受注することは可能ですが、その場所が屋外であったり、知らない場所である場合、子供がけがをしたりするかもしれないので、そういう意味で注意が必要です。万が一事故があった時にも、賠償責任保険等で補償されるかどうか確認しておく必要があります。

6 特定の候補者の選挙活動に関する業務は受託できるか

☑選挙期間中、特定の候補者の選挙活動に関する仕事を受注することは可能か、教示願いたい。
弁護士によると、「公示日にポスターを張る業務」、「候補者推薦のチラシポスティング」、「指定場所への党の広報ポスター貼」、「選挙事務所内での候補者推薦はがきあて名書き」「選挙事務所内での電話受付・お茶出し」は公職選挙法で認められた業務とのこと。

Ⓐ公職選挙法で認められているのは、一般の企業や個人であり、公益法人が行ってよいというわけではなく、行政から補助金を受けている公益法人が、同様に行っていいというわけではありません。
シルバー人材センターは、公益法人の立場から選挙管理委員会等の公的、中立的な業務を受けるべきで、特定の候補者の選挙活動関連の業務は受けないように指導しています。